

(自覚症状)

頭が重い、めまい、頭痛、眼のピントが合わない、眼精疲労、首が痛い、首がこわばる、肩の痛み・こわばり、腕のこわばり・しびれ、腕の筋肉の痙攣、手指関節のこわばり・関節痛、腕を上げると首から肩が痛い、手の震え、腰痛、股関節痛、大腿部のこわばり・しびれ・痛み、下腿部のこわばり・しびれ・痛み、足首関節痛、立ち上がるとき腰から下肢の痛み・しびれのために支えないと立てない、睡眠中腰痛、頸部痛で目覚め不眠状態にある。

職業が眼科医であるが、診療について、眼科診療スタイル的にいすに座り、首を前方に出しながら診療するため、上記症状があると、非常に苦痛を強いられる。また、手が振えたり、筋肉が痙攣するために、眼底検査など把握したい眼底がぶれて見えるため把握が難しい。同様に、レーザーなどのミクロに単位で行う治療は、やはり手が震えるため、困難を極めている。また、手術に際しても顕微鏡下で行う繊細な治療のため手の振るえは多大な悪影響を及ぼしている。

診療、治療、手術に際して、上記症状のため、腰痛、頸部痛のため、一人診察したら少し休まないといけないくらい痛みがでる。また、診療中に患者に触れるとき、私が震えていることに対する不信感をつのらせている患者もでている。

- ①頭痛:一般的な労働能力は残存しているが、激しい頭痛により、時に労働に従事することが出来なくなる場合がある。・・・後遺障害9級に相当。
- ②外傷性頸椎症・外傷性椎間板ヘルニア:局部に頑固な神経症状を残し、自覚症状に一致する画像所見と神経学的所見が両方認められる。神経根の圧迫により上肢の筋萎縮も見られている。・・・後遺障害12級に相当。
- ③外傷性腰椎症・外傷性腰椎椎間板ヘルニア:局部に頑固な神経症状を残し、自覚症状に一致する画像所見と神経学的所見が両方認められる。神経根の圧迫により上肢の筋萎縮も見られている。・・・後遺障害12級に相当。